

NEWS RELEASE

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル



参考資料

(本リリースは、米国時間 2021 年 3 月 8 日に発表済みのアフラック・インコーポレーテッドによる英文プレスリリースの参考和訳です。解釈に相違が生じた際には、英語版を基準とします。)

2021 年 3 月 18 日

アフラック・インコーポレーテッドが、 初のサステナビリティボンドを発行

ジョージア州コロンバス - 2021 年 3 月 8 日

アフラック・インコーポレーテッド（以下「当社」）は、本日、当社初となるサステナビリティボンドの発行が完了したことを発表しました。当社は、パーカス（企業の存在意義や目的）とプロフィット（経済的利益）を両立させる「人が第一」というビジネスアプローチに基づくコアバリューを大切にしてきましたが、今回の債券発行により、その長年にわたるコミットメントがさらに強化されることになります。なお、当社のコアバリューは、当社を取り巻く環境やコミュニティの皆様を最大限に尊重しつつ、事業を運営し強化することを含むものです。

当社は、元本額 4 億ドルの 2026 年償還のシニア債、利率 1.125% を発行しました。

当社は、今回の債券発行額から諸費用を差し引いた額と同額またはそれ以上の金額を、環境や社会に有益なプロジェクトに関する既存または将来の投融資プロジェクトに割り当てる予定です。これらの投融資には、当社の「サステナビリティ・フレームワーク」の適格基準を満たす 8 つのカテゴリー、すなわち、再生可能エネルギー、エネルギー効率、グリーン・ビルディング、クリーンな輸送、持続可能な水資源管理、公害汚染の防止とその管理、社会経済の発展と強化、及びコミュニティを対象とするものです。これらのカテゴリーは、2015 年にすべての国連加盟国により採択された、持続可能な開発目標（SDGs）に明記されている優先的な取組み項目とも整合したものとなっています。

当社は、30 年以上にわたって、事業に ESG の要素を組み入れてきましたが、このことは当社の業務運営において極めて重要な部分であり、それはグローバル・インベストメンツのコアな投資理念にも及んでいます。当社は、こうしたアプローチが投資の持続可能性およびリスク・リターン特性に関するより良い判断を可能にし、同時に、アフラックのすべてのステークホルダーに経済的・社会的に有益な影響をもたらす一助になると考えています。

今回の債券発行に関して、当社の社長兼最高執行責任者であるフレデリック J. クロフォードは、次のように述べています。

「当社初となる今回のサステナビリティボンドの発行は、思いやりのある企業として、また良き企業市民として、数十年にわたって当社が取り組んできた優先的な経営課題をさらに推し進めることへの当社のコミットメントを強化するものです。自社の信念に対して忠実であることは、当社が提供する商品やサービスと同様に重要です。こうしたアプローチから、企業価値の形成に始まる好循環が生まれ、その循環の中で持続可能な取組みへさらにリソースを投下していくことにより、当社が末永く他とは一線を画す会社であり続けることができると考えています。当社がこれまでに取り組んできることは、社会や環境に直接的かつ測定可能なプラスの影響をもたらすと、当社が確信している取組みにつながる道を拓いてくれました。ご契約者、株主、債券保有者、従業員、ならびに当社が事業を営むコミュニティの皆様を含め、当社を信頼していただいている方々に価値を提供できるように努めながら、アフラック・ウェイとして知られるアプローチを前に進めていく方法を今後も模索していきます。」

ESG およびコーポレート・ガバナンスに関する調査・格付けを提供する独立系の機関として世界有数のサステナリティクス社 (Sustainalytics) は、当社のサステナビリティボンド・フレームワークを調査した結果、国際資本市場協会 (ICMA) が公表した通り、当該フレームワークが「サステナビリティボンド・ガイドライン (Sustainability Bond Guidelines) 2018」、「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2018」、および「ソーシャルボンド原則 (Social Bond Principles) 2020」に則っていることを確認しました。当社のサステナブルボンド・フレームワークには、investors.aflac.com の中の「Resources」のページでご覧いただけます。

投資家の皆様は、investors.aflac.com のウェブサイトから当社に関するさらに詳細な情報を入手いただけます。当社のサステナビリティおよび ESG への取組みについての詳細については、esg.aflac.com を参照ください。

アフラック・インコーポレーテッドについて

アフラック・インコーポレーテッド (ニューヨーク証券取引所ティッカー・シンボル: AFL) は、フォーチュン 500 に入っており、日本および米国の子会社を通じて 5,000 万人以上の方々に保障を提供し、お役立ていただいています。また、日米両国において、補完保険の最大手として、ご契約者が病気または怪我をした時に現金を迅速にお支払いします。60 年以上にわたって、当社の子会社の商品は、ご契約者が経済的な負担を抱えずに回復に専念する機会を提供してきました。アフラック生命は、日本における医療保険・がん保険の最大手で、4 世帯に 1 世帯が同社の保

險に加入しています。『フォーチュン』誌は、アフラックを20年連続で「全米で最も働きがいのある企業100社」に選出しています。また、15年連続で、『Ethisphere』誌の「世界で最も倫理観の高い企業」リストに入っています。2021年には、当社は、20年連続で『フォーチュン』誌の「世界で最も賞賛すべき企業」に選出され、また、2度にわたりBloombergの「Gender-Equality Index（男女平等指数）」に選定されています。「Gender-Equality Index」は、方針の策定・表明および透明性を通じて男女平等の推進に取り組む上場企業の財務パフォーマンスを継続的に調査するものです。健康保険によってカバーされない費用に対するサポート取得に関する情報は、aflac.comをご覧ください。

予測情報について

1995年の私的証券訴訟改革法は、企業に対して、いわゆる「安全港」の規定を設けています。規定によれば、その記述が将来予測に関する記述（forward-looking statement）として特定され、将来予測に関する記述に含まれる内容と大きく異なる結果を引き起こす可能性がある重要な要素を記した有意義な警告を伴うならば、自社の見通しに関する情報を積極的に提供するよう奨励しています。当社は、この規定を活用したいと考えています。本書には、将来の見通しと大きく異なる結果を引き起こす可能性がある重要な要素を記した警告を記載しています。こうした将来の見通しは、本書の中、あるいはアナリストと当社役職員との議論、米国証券取引委員会（SEC）に提出された文書の記述に含まれています

将来予測に関する記述は、過去の情報に基づくものではなく、将来の事業、戦略、財務業績及びその他の進展事項に関するものです。更に、将来予測に関する情報は、さまざまな仮定や、リスク、不確定要素から影響を受けます。特に、「予想する」「予測する」「確信している」「目標」「目的」「可能性がある」「すべきである」「推定する」「意図する」「見積もる」「するつもりである」「仮定する」「潜在的」「対象」「見通し」、あるいはその他の類似した言葉を含む記述、また将来の結果についての特定の予測は一般に将来予測に関する記述です。当社は、将来予測に関する記述について、最新情報を提供する義務を負いません。

当社が隨時言及している事項のほかに、将来予測に関する記述と大きく異なる結果を引き起こす可能性がある事項は以下のとおりです。

- ・ 新型コロナウイルスに起因するものを含む、世界資本市場及び経済の困難な状況
- ・ 子会社が親会社に配当金を支払う能力
- ・ 投資先の債務不履行及び信用格付けの引き下げ
- ・ 当社に固有なリスク管理方針及び手続の限界

- ・重要な金利リスクに対するエクスポージャー
- ・特定の単一の発行体又はセクターに対する運用資産の集中
- ・日本に対する事業の集中
- ・日本郵政の調査等に関連する事象
- ・当社の条件に合致する円建て有価証券の限られた入手可能性
- ・当社に適用される税率変更の可能性
- ・円/ドル為替レートの変動
- ・ご契約者の個人情報及び情報セキュリティーに関する規則の遵守の失敗
- ・運用資産の評価に適用される異なる判断
- ・広範囲な規制及び法律又は政府当局による規制の変更
- ・運用資産に係る予想信用損失の決定における重要な評価判断
- ・競争環境及び市場動向を予測し対応する能力
- ・当社の財務力と発行体格付けの引き下げ
- ・伝染病、パンデミック（新型コロナウイルス等）、竜巻、ハリケーン、地震、津波、戦争あるいはその他の軍事行動、テロ行為あるいはその他の暴力行為を含む大惨事及びそれに付随して起こる被害
- ・他の金融機関の信用力の低下
- ・アフラックブランド及び当社の評判を守る能力
- ・新型コロナウイルスの影響及びその結果生じる当社の事業・財務業績に対する経済的影響及び政府の介入
- ・主要な経営陣メンバーの後継者を効果的に選出する能力
- ・優秀な募集人、ブローカー、社員、販売パートナーを引きつけ、維持する能力
- ・会計基準の変更
- ・保険料率の設定や責任準備金の算定に用いる仮定と実績の乖離
- ・訴訟の内容及び結果
- ・情報技術システムを継続的に開発し改良する能力
- ・米国における労働者誤分類の申し立てまたは判決
- ・電気通信、情報技術及びその他の業務システムにおける障害、あるいはそのようなシステムに収録されているセンシティブなデータに関する安全性、機密性又はプライバシーの維持の失敗